

狩猟免許取得助成金について

有害鳥獣を捕獲するために必要な狩猟免許を取得する方に対して、経費の一部を助成します。

○助成金の対象となる方(次の要件にすべて当てはまる方)

- (1) 第1種銃猟免許またはわな猟免許を新たに取得した方
- (2) 市内に住所を有する方
- (3) 市税等の滞納がない方

○助成金の額

第1種銃猟免許	25,000円
わな猟免許	負担した対象経費の1/2以内

※銃の所持許可に要する経費を含む

※対象経費：申請手数料/診断書発行手数料/予備講習会受講料

○助成金の申請書等

助成金の申請をされる方は、狩猟免許取得助成金交付申請書兼請求書に必要事項を記入し、狩猟免許の写し、銃・空気銃所持許可証の写し(第1種銃猟免許の場合)、および対象経費に係る領収書の写し(わな猟免許の場合)を添付して申請してください。

問 本庁 農林振興課農業畜産G ☎52-1111 内線206

鳥獣被害無くし隊活動支援補助金について

有害鳥獣から地域の農地を守るため組織された捕獲活動団体を対象に、その活動のための備品購入費用の一部を補助します。

○補助金の対象となる団体(次の要件にすべて当てはまる団体)

- (1) 市内に在住する方で構成されており、構成員が5人以上の団体
- (2) 市から有害鳥獣捕獲許可を受けた方が1人以上所属している団体
- (3) 構成員に市税等の滞納がない団体

○補助金の対象経費および補助額(上限額)

- ・箱わな、捕獲時用の止めさし機材等の備品購入費用
- ・1年目：150,000円 2年目以降：50,000円

※イノシシ捕獲用箱わな貸出事業の活用団体 1年目：100,000円 2年目以降：50,000円

○補助金の申請書等

補助金の申請をされる団体は、鳥獣被害無くし隊活動支援補助金交付申請書に必要事項を記入し、団体の名簿、同意書、市から交付を受けた鳥獣捕獲許可証の写し、備品の見積書およびカタログを添付して申請してください。

○活動条件

- ・わな設置範囲は構成員が所有または耕作する土地およびその周辺に限定
- ・捕獲活動は箱わなに限定
- ・銃器の使用許可は不可(止めさしは電気止めさし器等を使用)

問 本庁 農林振興課農業畜産G ☎52-1111 内線206

常陸大宮市公式SNS

本市の魅力を余すことなく発信中です!



広報常陸大宮・ホームページ 掲載広告募集中!

【広報紙】 半枠 (45mm×85mm)、
全枠 (45mm×175mm)

【ホームページ】 バナー広告

*詳しくはホームページをご覧くださいか、
本庁企画政策課(☎52-1111 内線311)まで
お問い合わせください。

URL <https://www.city.hitachiomiya.lg.jp/>